

(別紙1)

北海道6次産業化地域プランナー選定基準

第1 目的

この基準は、「農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出対策対策）実施要領（令和4年4月1日付け3農振第2921号農林水産省食料産業局長通知）」別記2-2の別表1の2の(3)の規定に基づき地域における地域資源活用・地域連携事業体の経営改善や地域資源の活用や地域の多様な事業者との連携による付加価値の創出の取組をサポートするため、北海道6次産業化サポートセンターが「地域プランナー」を派遣するにあたって、その地域プランナーの選定及び登録基準を定める。

第2 要件

地域プランナーの選定及び登録を行う場合は、次の(1)から(3)の要件について全て満たしている者とする。

(1) 知識要件

次のいずれかに該当している者。

ア バリューチェーン全般の基礎知識を有し、財務状況による経営分析・診断を行えること。

イ 次のいずれか又は複数の分野において、高度な専門的知見を有していること。

1. 農林水産物の生産技術（例）栽培方法、収穫方法、栽培品種等
2. 農林水産物の加工技術（例）製造方法、包装方法、設備導入等
3. 新商品企画の情報収集・分析（マーケティング）（例）市場・競合分析、ターゲット設定等
4. 新商品企画（例）商品コンセプト立案、価格・販路・広告戦略立案
5. 新商品の商品設計（例）原料選定、レシピ・製法の確立、包装、デザイン等
6. 新商品の販路開拓（例）販売先、商品の提案方法等
7. 広告・宣伝（例）ポスター、ホームページ等作成、イベント運営等
8. ブランディング（例）付加価値を高める工夫等
9. 品質管理（例）商品設計における品質管理等
10. 生産管理（例）工場等の工程管理（食品衛生管理、在庫・物流管理等を含む）
11. 小売（販売管理）（例）販売店舗運営、通信販売運営等
12. サービスの提供（例）飲食店舗運営、観光等
13. 補助事業の情報収集
14. 他事業者とのネットワーク（例）連携先開拓等
15. 法令（例）知的財産権等
16. 宗教（例）ハラール認証
17. 輸出
18. 経営管理・分析（例）管理会計等
19. 資金調達（農林漁業成長産業化ファンドや日本政策金融公庫の融資を含む）
20. 6次産業化事業体の設立（例）会社設立に係る財務、法務、労務、人事等
21. 雇用・人材育成
22. 経営改善戦略等の作成

23. 農業観光

24. 農福連携

25. デジタル技術の活用

(26.) その他（6次産業化等の推進にあたって特に必要と認める分野）

(2) 経験要件

次のいずれかに該当する者であって、一定の成果を上げていること。

ア 6次産業化等に取り組む農林漁業者等に対する支援実績があること。

イ 農林漁業者等に対する支援実績があること。

ウ 自ら6次産業化等に取り組んでいること。

(3) コミュニケーション能力要件

事業者への的確な助言や相談対応など、事業者とのコミュニケーションを図るにあたって支障がないこと。